

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 5 号

改正 平成27年2月16日条例第1号

平成28年2月19日条例第3号

平成30年2月13日条例第1号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 個人情報の適切な取扱い（第 6 条—第 7 条）

第 3 章 個人情報の利用、提供等（第 8 条—第 11 条）

第 4 章 個人情報の開示請求等の権利（第 12 条—第 24 条）

第 5 章 救済手続（第 25 条—第 29 条）

第 6 章 雑則（第 30 条—第 34 条）

第 7 章 罰則（第 35 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- （2） 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。
- （3） 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- （4） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録その他これらに類するもので、組織的に用いるものとして当該実施機関において保有しているもの

をいう。

(5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書として保有しているものをいう。

(7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(8) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(9) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(11) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書として保有しているものをいう。

(12) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(平27条例1・平30条例1・一部改正)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関

し必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の取扱いに当たって、個人情報保護条例の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に関する群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の施策に協力するよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 広域連合区域内の住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 広域連合区域内の住民は、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届出をし、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録された事項を変更し、又は廃止しようとする場合も、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 個人情報取扱事務の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録の内容

(6) 個人情報の利用の方法

(7) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない理由がある時は、個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止した日以後に同項の届出をすることができる。

3 第1項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務で専らその職務の遂行に関するものについては、適用しない。

4 広域連合長は、第1項の規定により個人情報取扱事務登録簿に登録をしたときは、速やかに群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

(平27条例1・一部改正)

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

(4) 所在不明、精神上の障害等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(5) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

第3章 個人情報の利用、提供等

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 実施機関は、目的外利用又は外部提供をしようとするときは、その旨を広域連合長に届け出るものとする。

(平27条例1・一部改正)

(特定個人情報の目的外利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内部又は実施機関相互において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平27条例1・追加)

(情報提供等記録の目的外利用の制限)

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内部又は実施機関相互において利用してはならない。

(平27条例1・追加)

(特定個人情報の外部提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を外部提供してはならない。

(平27条例1・追加)

(電子計算機の結合の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、電子計算機処理を行うときは、実施機関の管理する電子計算機と実施機関以外の電子計算機を通信回線等により結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(平27条例1・一部改正)

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報保護を図るため個人情報保護管理者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。

(2) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざんその他の事故を未然に防止すること。

2 実施機関は、管理する必要がなくなった保有個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(平27条例1・一部改正)

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託に関する契約書等に個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざんその他の事故の防止に関する事項並びに契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記する等、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(平27条例1・一部改正)

第4章 個人情報の開示請求等の権利

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第16条までにおいて同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。）は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(平27条例1・一部改正)

(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているとき。
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人又は法人その他団体事業を営む個人に関する情報を含む個人情報であつて、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 開示することにより、実施機関の内部、国又は他の地方公共団体の公正かつ適正な行政執行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該本人の利益に反すると認められるとき。

(平27条例1・一部改正)

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いて開示しなければならない。

(平27条例1・一部改正)

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第13条各号に掲げる保有個人情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平27条例1・一部改正)

(訂正請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報について、記録に誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

(平27条例1・一部改正)

(削除請求)

第17条 何人も、自己に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第7条、第8条第1項又は第10条第2項の規定に違反した取扱いを受けていると認めるときは、実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の削除請求について準用する。

(平27条例1・一部改正)

(特定個人情報の削除請求)

第17条の2 何人も、自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が、第7条、第8条の2若しくは第10条第2項の規定に違反した取扱いを受けていると認めるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、実施機関に対し、削除請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の削除請求について準用する。

(平27条例1・追加、平30条例1一部改正)

(利用、目的外利用及び外部提供の中止請求)

第18条 何人も、自己に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第7条の規定に違反して利用又は第8条の規定に違反して目的外利用若しくは外部提供をされていると認めるときは、実施機関に対し、その利用、目的外利用及び外部提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の中止請求について準用する。

(平27条例1・一部改正)

(特定個人情報の利用、目的外利用及び外部提供の中止請求)

第18条の2 何人も、自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が、第7条の規定に違反して利用若しくは第8条の2の規定に違反して目的外利用されていると認めるとき、番号法第19条の規定に違反して外部提供をされているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、中止請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の中止請求について準用する。

(平27条例1・追加、平30条例1・一部改正)

(中止請求による一時停止)

第19条 実施機関は、前2条の規定による請求があったときは、第21条の決定をするまでの間、当該保有個人情報の利用、目的外利用及び外部提供を停止するよう努めなければならない。ただし、当該停止によって実施機関の正当な職務遂行に著しい支障を生ずる場合は、この限りでない。

(平27条例1・一部改正)

(請求の手續)

第20条 第12条第1項の規定による保有個人情報の開示、第16条第1項の規定による保有個人情報の訂正、第17条第1項及び第17条の2第1項の規定による保有個人情報の削除又は第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による保有個人情報の利用、目的外利用及び外部提供の中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 代理人が開示等の請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 開示等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正、削除又は中止の内容

(5) 前項の理由

(6) その他実施機関が定める事項

2 請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示等の請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証する書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示等の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平27条例1・一部改正)

(開示等の請求に対する決定)

第21条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、次に掲げる事項により速やかに請求者へ対して当該開示等の請求に係る保有個人情報の開示等をするかどうかの決定(以下「開示等の決定」とする。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 開示の請求 当該提出のあった日から起算して15日以内
- (2) 訂正、削除又は中止の請求 当該提出のあった日から起算して30日以内

2 実施機関は、開示等の決定をしたときは、請求者に対し、当該開示等の決定の内容を書面により速やかに通知しなければならない。

3 第1項の規定により当該記録情報の全部若しくは一部について開示、訂正若しくは削除又は中止をしないことと決定したときは、請求者にその理由（その理由がなくなる期日を明示できるときはその理由及び期日）を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を次に掲げる期間に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該延長する期間及び理由を書面により速やかに通知しなければならない。

- (1) 開示の請求 45日以内

- (2) 訂正、削除又は中止の請求 30日以内

5 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。

(平27条例1・一部改正)

(開示請求に係る事案の移送)

第21条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示等の決定（開示請求に係る決定に限る。以下この条において同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示等の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

らない。

(平27条例1・追加)

(訂正請求に係る事案の移送)

第21条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が前条第3項の開示の実施に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(平27条例1・追加)

(公文書の開示等の決定の期限の特例)

第22条 開示等の請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示等の請求があった日から60日以内に開示等の決定を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、開示等の請求に係る公文書のうち相当の部分について当該期間内に開示等の決定をし、残りの開示等の請求に係る公文書については相当の期間内に開示等の決定ができるものとする。この場合において、実施機関は、請求者に対し、前条第1項に規定する期間内に次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示等の決定をする期限

(平27条例1・一部改正)

(決定後の手続)

第23条 実施機関は、第21条第1項の規定により決定したときは、次に掲げる事項を処理した上、同条第2項の書面に処理の内容を記載し通知しなければならない。

(1) 開示の処理 当該保有個人情報の開示について指定する日時及び場所の決定

(2) 訂正の処理 当該保有個人情報について適正と認める方法により
訂正

(3) 削除又は中止の処理 当該保有個人情報についての削除又は中止

2 保有個人情報の開示は、公文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付その他相当な方法により行う。

3 実施機関は、開示の請求に係る公文書を直接閲覧することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しを閲覧に供することができる。

4 第20条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

5 実施機関は、第1項第2号により保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

6 実施機関は、第1項第2号により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（平27条例1・平30条例1・一部改正、）

（費用負担）

第24条 この条例の規定による開示等の請求に係る手数料は、無料とする。

2 前条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第25条 開示等の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（平28条例3・追加）

（審査請求があつた場合の措置）

第25条の2 実施機関は、開示等の決定又は開示等の請求に係る不作為につ

いて、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用、目的外利用及び外部提供を中止することとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(平28条例3・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人及び参加人である場合を除く。）

(平28条例3・一部改正)

(審査会)

第27条 この条例又は行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、審査会を設置する。

2 審査会は、次条の規定による調査審議のほか、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いその他この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に対し建議することができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 審査会が調査審議する会議は、公開しない。

5 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例1・平28条例3・一部改正)

(審査会の調査権限等)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示請求等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求人に対し意見陳述の機会を与えなければならない。
- 4 参加人は、当該審査請求の審査会において意見を述べることができる。
- 5 第1項に定めるもののほか、審査会は、審査請求人、参加人、諮問実施機関の職員その他関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(平28条例3・一部改正)

(苦情の処理)

第29条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関し苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第6章 雑則

(他の制度との調整)

第30条 法令等の規定により、保有個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正の手續が別に定められている場合には、当該法令等の定めるところによる。

- 2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
 - (1) 広域連合の施設において住民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報
 - (2) 広域連合の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報

(平27条例1・一部改正)

(国等との協力)

第31条 広域連合長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

(広域連合長の調整)

第32条 広域連合長は、広域連合長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第33条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関に係るこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第7章 罰則

第35条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第36条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、磁気テープその他これらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 第11条第2項の事務を受託する法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第35条又は第36条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第39条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第7条から第10条までの規定により行われているものとみなす。

附 則（平成27年2月16日条例第1号）

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の次に3条を加える改正規定（第8条の4に係る部分に限る。） 番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日

(2) 第8条の次に3条を加える改正規定（第8条の3に係る部分に限る。）及び第23条に2項を加える改正規定（第6項に係る部分に限る。）

番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(3) 第27条第2項に係る改正規定 公布の日

附 則（平成28年2月19日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。